

# 宇治市職員採用試験実施要項

平成22年7月15日  
宇治市長 久保田 勇

宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	平成22年8月2日(月)から平成22年8月23日(月)まで (持参の場合、土曜日及び日曜日は申し込み出来ません)
第1次試験日	平成22年9月19日(日)
採用予定日	平成23年4月1日(金)

## 1 職種、採用予定者数及び受験資格

職種	採用予定者数	受験資格
一般事務職	20名程度	昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学歴は問わないが学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
技師(土木)	若干名	昭和51年4月2日から平成5年4月1日までに生まれ、学校教育法による高等学校、高等専門学校、もしくは大学等で土木の専門課程を修得した人または平成23年3月末日までに修得見込みの人

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項(成年被後見人又は被保佐人等)に該当する方は受験できません。

※ 受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消します。

## 2 試験の内容、日時及び場所

### (1) 一般事務職

区分	内容		日時及び場所
第1次試験	教養試験	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験(多枝選択式)	9月19日(日) 午前8時45分~正午 【8時開場】 京都文教大学 (宇治市槇島町千足80)
	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験以降の面接資料とします)	
第2次試験	集団面接	主に人物・知識などについて集団面接	10月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。
第3次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	11月上旬に予定していますが、具体的には第2次試験合格者に対してのみ文書で通知します。
最終試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	11月中旬に予定していますが、具体的には第3次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

## (2) 技師(土木)

区分	内容		日時及び場所
第1次試験	教養試験 (配点：100点)	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験(多枝選択式)	9月19日(日) 午前8時30分～午後1時30分 【8時開場】 京都文教大学 (宇治市槇島町千足80)
	専門試験 (配点：200点)	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工(多枝選択式)	
	作文	規定課題に基づく文章作成(第2次試験の際の面接資料とします)	
第2次試験	個人面接	主に人物・知識などについて個人面接	10月中旬に予定していますが、具体的には第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。

### 注意事項(一般事務職・技師(土木)共通)

- ※ 申込者数により一部会場を変更する場合があります。
- ※ 試験会場は、敷地内全面禁煙です。
- ※ 試験当日の問い合わせ等は 0774-22-3142 (市役所警備員室) へお願いします。
- ※ 第2次試験以降の合格は、その試験の結果に基づき決定し、前段階の試験結果は、反映されません。

## 3 合格発表

区分	一般事務職	技師(土木)
第1次試験合格者	10月上旬(予定)	10月上旬(予定)
第2次試験合格者	10月下旬(予定)	10月下旬(予定)
第3次試験合格者	11月中旬(予定)	
最終試験合格者	11月下旬(予定)	

### 発表の方法

宇治市役所玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。  
また、当市のHPでも発表の翌日から受験番号を掲示します。  
(<http://www.city.uji.kyoto.jp/>)

## 4 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、平成23年4月1日以降、必要に応じ採用します。登録有効期限は、平成24年3月31日までです。

## 5 受験申込みの手続

- ※ 提出書類の記載事項の記入漏れや記入誤り等のないよう、十分に確認してから提出してください。
- ※ 提出書類の不備(写真の添付漏れや記載事項の記入漏れ等)がある場合は、申込みを無効とすることがあります。
- ※ 身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。

### (1) 持参して申し込む場合

受付期間	平成22年8月2日(月)から平成22年8月23日(月)まで 午前8時30分から午後5時まで (ただし、土曜日及び日曜日は除く)
受付場所	宇治市役所3階 人事課
提出書類	①採用試験申込書・受験票【市指定】(A4。写真4cm×3cmを貼付) ②履歴書【市指定】(A4にて <b>両面印刷</b> 。写真4cm×3cmを貼付)
注意事項	・代理申し込みも可能です。 ・8月23日(最終日)は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。

## (2) 郵送で申し込む場合

受付期間	平成22年8月2日(月)から平成22年8月23日(月)まで <b>8月23日(月)までに到着したものに限り受け付けます。</b>
郵送先	〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 宇治市役所 市長公室 人事課 (封筒に「採用試験申込書類在中」と朱書きして、「特定記録」郵便で申し込んでください。)
提出書類	①採用試験申込書・受験票【市指定】(写真4cm×3cmを貼付) ②履歴書【市指定】(A4にて <b>画面印刷</b> 。写真4cm×3cmを貼付) ③返信用封筒(定形235 <sup>mm</sup> ×120 <sup>mm</sup> 以内)1通(郵便番号、住所、氏名を明記し、 <b>80円分の切手を貼付</b> 。受験票の送付に使用しますので、必ず提出してください。)
注意事項	・郵便事情による遅れについては一切責任を負いませんので、余裕をもって提出してください。 ・受験票の送付を特定記録郵便にてご希望の場合は、240円分の切手を添付してください。 ・受験票が試験の4日前までに届かない場合は、人事課までお問い合わせください。(直通:0774-20-8703)

## 6 申込書及び履歴書の取り扱い

受験に際して市が収集する個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用いたします。

受験申込みの際に提出いただいた申込書及び履歴書のうち、不合格者分については試験終了後に返却いたします。

返却をご希望の方は、**受験者本人**が本人であることを証明する書類(受験票又は官公庁が発行する写真添付の証明書)を持参のうえ、各試験合格発表日から1ヵ月以内に直接来庁して下さい。

また、郵送での返却を希望される方は、返信用封筒(定形235<sup>mm</sup>×120<sup>mm</sup>以内)1通(郵便番号、住所、氏名、受験番号、申込書類の返却希望の旨を明記し、80円分の切手を貼付。)を各試験合格発表日から1ヵ月以内に人事課まで郵送してください。

なお、各試験合格発表日から1ヵ月を超えた申込書及び履歴書については、処分させていただきます。

## 7 給与等

(1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

### ◎ 初任給(税込みの月額)

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	178,800円	161,600円	149,800円

<上記の額は、平成22年4月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、職歴などがある方は、その経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都市市町村職員共済組合への加入により保険給付、貸付け等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付け及び各種の福利厚生事業を行っています。

## 8 受験についての照会

受験手続等に関する問い合わせは、次のところへお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事研修係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

TEL 0774-20-8703(直通)

## 9 試験結果の開示

この試験の結果については、宇治市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真貼付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
全ての試験	全受験者	総合得点・総合順位	各試験合格発表日から2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日は13時)から17時まで (土・日曜日、祝日除く)

## 10 試験会場案内図(第1次試験)



### ※ 交通案内

近鉄京都線 向島駅より徒歩約20分

※ 駐車場がありませんので、車での来場は禁止します。

※ 地方公務員法第16条の規定による欠格条項に該当する方は次のとおりです。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 宇治市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者